

議会運営委員会の概要

1 議員発議の条例（案）について

・政策調査室長から、2月18日付けで奥山誠治議員を提出者とし、その他4名の議員を賛成者として、別紙「山形県スポーツ推進条例の設定について（案）」が提出された旨説明があり、了承された。

2 議事日程第1号について

・議事調査課長から、別紙「会議順序表」により本日の日程について説明があり、了承された。

3 第1回政策提言会議について

・政策調査室長から、別紙「第1回政策提言会議の開催について（案）」により説明があり、了承された。

4 その他

(1) 「平成31年度政府の施策等に対する提案」のフォローアップ結果概要について

・企画振興部長から、別紙「「平成31年度政府の施策等に対する提案」のフォローアップ結果概要について」により説明があり、了承された。

(2) 天皇陛下御在位30年をお祝いする記帳所設置日の追加について

・総務部長から、前回の議会運営委員会において後藤委員から要望があった、記帳所を平日も設置することについて、予定していた24日日曜日に加え、県立博物館を除く8箇所にも25日月曜日も設置することが報告された。

5 次回議運開催日時

2月22日（金） 午前10時

6 本日の開議時刻

議会運営委員会終了後、直ちに開議することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

平成 31 年 2 月 19 日 (火)

午 前 10 時

- 1 議員発議の条例（案）について
- 2 議事日程第 1 号について
- 3 第 1 回政策提言会議の開催について
- 4 その他
- 5 次回議運開催日時
2 月 22 日（金）午前 10 時
- 6 本日の開議時刻

発議第 号

山形県スポーツ推進条例の設定について（案）

山形県スポーツ推進条例を次のように制定する。

山形県スポーツ推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 スポーツ推進計画（第8条）

第3章 スポーツの推進に関する基本的施策（第9条―第24条）

附則

スポーツは、「する」ことにより心身の健康増進や体力の向上をもたらし、「みる」、「きく」ことにより夢や感動や活力を人々に与え、「ささえる」ことにより一体感や地域への誇りを醸成するものであり、個人の心身に対する効用はもとより、地域振興にも大きく寄与するものである。また、青少年はスポーツによって人格形成に必要な様々なことを学び、生涯にわたってスポーツに関わることで多くのものを得られる。

このようなスポーツの持つ力を最大限に活用して、障がいの有無、性別、年齢、体力、住む地域などに関わりなく、県民誰もがスポーツに親しみ、それによって心身共に健康な人づくり、スポーツによる交流促進、活力ある地域づくりを進める必要がある。そのためには、全ての県民が、幸福を追求するために重要な要素であるスポーツ生活を享受する権利が保障されるよう、環境の整備が求められる。

我が県は、県民に親しまれるスポーツ県民歌を有し、豊富な雪、蔵王や出羽三山といった山岳、最上川や日本海といった水環境など、すばらしい自然とスポーツに最適な環境を誇り、これを生かしたスポーツが盛んである。こうした本県の特性を生かし、スポーツを通じて健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、スポーツ団体及びスポーツ関係者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の増進及び健康寿命の延伸を図り、健康で豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（散歩、ダンス、健康のために行う体操、ハイキング、サイクリングその他これらに類するものを含む。）をいう。

- (2) スポーツ活動 スポーツを行い、観戦し、若しくはスポーツを行う者を指導し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。
- (3) スポーツ団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (4) スポーツ関係者 スポーツ選手、スポーツの指導者、スポーツの競技会その他の催しの運営に携わる者その他スポーツの推進に関する活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 県民がスポーツ活動の主体であるという認識の下に、県民の自主的な参加が促進されること。
- (2) 生涯にわたって身近にスポーツに親しむことにより、心身の健康の保持及び増進が図られること。
- (3) 幼児期から青年期にかけて、青少年の心身の健全な発達並びに体力及び運動に関する能力の向上を図るとともに、豊かな人間性が育まれるよう配慮すること。
- (4) 全ての県民が、その性別、年齢又は障がいの種類及び程度にかかわらず、スポーツに親しむことのできる環境を整えるよう配慮すること。
- (5) 本県のスポーツ選手が、スポーツの競技会において優秀な成績を収め、県の発展に寄与することができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上が図られること。
- (6) 青少年をはじめとする県民が、その生活を営む地域の差異にかかわらず、スポーツ活動に参加する機会が確保されること。
- (7) 本県の豊かな自然環境及び観光資源の活用が図られること。
- (8) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流並びに国際交流の基盤が形成され、更にその交流が促進されることにより、地域の活性化が図られること。
- (9) スポーツを行う者の安全の確保が図られるとともに、誠実、健全及び高潔な精神の下にスポーツに関するあらゆる活動が実施されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民、事業者、スポーツ団体、スポーツ関係者、学校及び健康づくり関係者（医療機関、検診機関その他の県民の健康づくりに関係する者をいう。以下同じ。）との連携に努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第5条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、スポーツ活動を積極的に行うとともに、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(スポーツ団体及びスポーツ関係者の役割)

第6条 スポーツ団体及びスポーツ関係者は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるとともに、県、市町村、事業者、他のスポーツ団体、他のスポーツ関係者、学校及び健康づくり関係者との協働に努めるものとする。

(市町村との連携)

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図る

とともに、市町村がスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力を行うものとする。

第2章 スポーツ推進計画

第8条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、スポーツ推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、山形県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 県は、スポーツ推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。
- 4 県は、スポーツ推進計画の進捗状況について毎年度公表し、県民の意見を踏まえつつ、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

第3章 スポーツの推進に関する基本的施策

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

第9条 県は、全ての県民が生涯にわたってその体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、かつ、スポーツを楽しむことができるよう、スポーツ活動を行う機会の提供、スポーツ活動に参加しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、スポーツ活動を通じた心身の健康の保持及び増進を図り、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の定着に向けた取組の促進、スポーツ活動を通じた心身の健康づくりに関する適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年のスポーツ活動の推進）

第10条 県は、青少年の心身の健全な発達並びに体力及び運動に関する能力の向上を図るため、幼少期から行うスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校におけるスポーツ活動の推進）

第11条 県は、学校（大学を除く。）におけるスポーツ活動の充実及び安全の確保を図るため、必要な環境の整備及び体育に関する教員の資質の向上に努めるとともに、地域におけるスポーツ団体及びスポーツの指導者の活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障がい者のスポーツ活動の推進）

第12条 県は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動を行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動を行う機会の提供、障がい者の利用しやすい施設及び環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（男女間の格差のないスポーツ環境の整備等）

第13条 県は、男女を問わずスポーツに親しむことのできる施設及び環境の整備を図るとともに、スポーツにおいて性別を理由とする格差を生じさせないような県民の意識の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（競技水準の向上）

第14条 県は、本県のスポーツ選手がオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会において優

秀な成績を収められるようにするとともに、プロスポーツの選手を養成するため、スポーツ選手及びスポーツの指導者の計画的な育成その他の本県の競技水準の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県のスポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手のための環境の整備、スポーツに関する医学的又は科学的知見の活用促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、スポーツにおける事故の防止その他安全の確保を図るため、スポーツにおける心身の健康の保持及び安全の確保に関する知識の普及、スポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第16条 県は、県民のスポーツ活動の充実を図るため、スポーツの指導者その他のスポーツ活動に携わる人材の確保、育成及び活用に関し必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第17条 県は、市町村、事業者及びスポーツ団体との適切な役割分担の下に連携し、計画性を持ってスポーツ施設の整備及び活用を図るものとする。

(地域間の格差のないスポーツ活動の推進)

第18条 県は、県民がその生活を営む地域の差異にかかわらず、等しくスポーツ活動に親しむことができるよう、地域におけるスポーツ団体及びスポーツの指導者の活用促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境等を生かしたスポーツ活動の推進)

第19条 県は、本県の豊かな自然環境及び観光資源並びにそれらを利用したスポーツ施設を有効かつ効果的に活用することにより、地域の特性を生かしたスポーツ活動の推進を図るため、当該スポーツ活動についての情報の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ活動を通じた地域の活性化)

第20条 県は、スポーツ活動を通じて世代間及び地域間の交流並びに国際交流を促進し、地域の活性化を図るため、当該地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体への支援、プロスポーツの活用、スポーツによる交流人口の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

(誠実、健全及び高潔なスポーツ活動の推進)

第21条 県は、誠実、健全及び高潔な精神をもってスポーツ活動に取り組むという県民の意識の維持及び向上が図られるよう、必要な環境の整備、県民の意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究及び情報提供)

第22条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツに関する調査研究を行うとともに、広く県民に対してスポーツに関する情報の提供を行うものとする。

(顕彰)

第23条 県は、スポーツの競技会で優秀な成績を収めたもの及びスポーツの発展に寄与したものを顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されているスポーツの推進に関する計画であって、スポーツ推進計画に相当するものは、第8条第1項の規定により策定されたものとみなす。

以上の議案を、地方自治法第112条及び山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成 年 月 日

山形県議会議長 志 田 英 紀 殿

提 出 者	奥 山 誠 治
賛 成 者	矢 吹 栄 修
	島 津 良 平
	加 賀 正 和
	木 村 忠 三

提 案 理 由

スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の増進及び健康寿命の延伸を図り、健康で豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、提案するものである。

会 議 順 序 表

[議事日程第1号]

平成31年2月19日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第1号、その他)	
2	< 開 会 ・ 開 議 >	
3	○ 永年勤続議員表彰 ○ 諸般の報告 (議案・附属書類等の送付)	
3	○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定	
4	○ 議案上程 (議第1号から議第101号までの101件) ○ 知事説明 ○ 諸般の報告 (議第43号、議第45号、議第46号、議第48号から議第50号まで、議第52号、議第89号及び議第90号の9件についての 人事委員会の意見聴取・回答)	
5	○ 山形県スポーツ推進条例の設定についての発議案上程 (発議第1号の1件) ○ 提出者説明 27番 奥山誠治 議員	
6	○ 平成30年度所属議案の先議について ○ 常任委員会付託 (議第1号から議第25号までの25件) < 散 会 >	

議 事 日 程 (第 1 号)

平成31年2月19日(火) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1号 平成30年度山形県一般会計補正予算 (第5号)
- 第 4 議第 2号 平成30年度山形県公債管理特別会計補正予算 (第1号)
- 第 5 議第 3号 平成30年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算 (第1号)
- 第 6 議第 4号 平成30年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)
- 第 7 議第 5号 平成30年度山形県国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第 8 議第 6号 平成30年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算 (第1号)
- 第 9 議第 7号 平成30年度山形県土地取得事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第 10 議第 8号 平成30年度山形県農業改良資金特別会計補正予算 (第1号)
- 第 11 議第 9号 平成30年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第1号)
- 第 12 議第 10号 平成30年度山形県林業改善資金特別会計補正予算 (第1号)
- 第 13 議第 11号 平成30年度山形県流域下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第 14 議第 12号 平成30年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第 15 議第 13号 平成30年度山形県電気事業会計補正予算 (第3号)
- 第 16 議第 14号 平成30年度山形県工業用水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第 17 議第 15号 平成30年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算 (第1号)
- 第 18 議第 16号 平成30年度山形県水道用水供給事業会計補正予算 (第2号)
- 第 19 議第 17号 平成30年度山形県病院事業会計補正予算 (第3号)
- 第 20 議第 18号 防災減災事業等に要する費用の一部負担について
- 第 21 議第 19号 地域用水環境整備事業に要する費用の一部負担について
- 第 22 議第 20号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について
- 第 23 議第 21号 道路事業 (単独) に要する費用の一部負担について
- 第 24 議第 22号 主要地方道長井白鷹線道路改築事業荒砥橋架替 (桁製作・架設) 工事請負契約の一部変更について
- 第 25 議第 23号 山形県総合文化芸術館 (文化機能) の指定管理者の指定について
- 第 26 議第 24号 山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について
- 第 27 議第 25号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の一部変更の認可について
- 第 28 議第 26号 平成31年度山形県一般会計予算
- 第 29 議第 27号 平成31年度山形県公債管理特別会計予算
- 第 30 議第 28号 平成31年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第 31 議第 29号 平成31年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 32 議第 30号 平成31年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第 33 議第 31号 平成31年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

- 第 34 議第 32号 平成31年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第 35 議第 33号 平成31年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第 36 議第 34号 平成31年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第 37 議第 35号 平成31年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第 38 議第 36号 平成31年度山形県流域下水道事業特別会計予算
- 第 39 議第 37号 平成31年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第 40 議第 38号 平成31年度山形県電気事業会計予算
- 第 41 議第 39号 平成31年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第 42 議第 40号 平成31年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第 43 議第 41号 平成31年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第 44 議第 42号 平成31年度山形県病院事業会計予算
- 第 45 議第 43号 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について
- 第 46 議第 44号 山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第 45号 職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 48 議第 46号 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第 47号 山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第 48号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第 49号 山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第 50号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 53 議第 51号 山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 54 議第 52号 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 55 議第 53号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 56 議第 54号 山形県公文書等の管理に関する条例の設定について
- 第 57 議第 55号 山形県情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 58 議第 56号 行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 59 議第 57号 議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 60 議第 58号 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 61 議第 59号 山形県志津野営場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 62 議第 60号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 63 議第 61号 山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 64 議第 62号 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 65 議第 63号 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 66 議第 64号 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 67 議第 65号 山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 68 議第 66号 山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 69 議第 67号 山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 70 議第 68号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 71 議第 69号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 72 議第 70号 山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 73 議第 71号 山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 74 議第 72号 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 75 議第 73号 山形県県民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 76 議第 74号 山形県郷土館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 77 議第 75号 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 78 議第 76号 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 79 議第 77号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 80 議第 78号 山形県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 81 議第 79号 山形県森林環境譲与税基金条例の設定について
- 第 82 議第 80号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 83 議第 81号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 84 議第 82号 山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 85 議第 83号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 86 議第 84号 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 87 議第 85号 山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 88 議第 86号 米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 89 議第 87号 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 90 議第 88号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 91 議第 89号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 92 議第 90号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 93 議第 91号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 94 議第 92号 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 95 議第 93号 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 96 議第 94号 山形県体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 97 議第 95号 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 98 議第 96号 山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 99 議第 97号 山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 100 議第 98号 山形県立病院料金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 101 議第 99号 流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用の負担について
- 第 102 議第100号 包括外部監査契約の締結について
- 第 103 議第101号 一般国道13号泉田道路工事用地の処分について
- 第 104 発議第 1号 山形県スポーツ推進条例の設定について

山形県議会議長 志田英紀 殿

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦



意見の聴取について

平成31年2月18日付け議調第180号で意見を求められた下記条例の設定及び制定については、適当なものと認めます。

記

- 議第43号 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について
- 議第45号 職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第46号 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第48号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第49号 山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第50号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第52号 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第89号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第90号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

常 任 委 員 会 付 託 表

(平成31年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	<p>議第1号 平成30年度山形県一般会計補正予算（第5号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く</p> <p>3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 公益社団法人山形県観光物産協会の山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付事業に対する損失補償</p> <p>4 第4条第4表 地方債補正</p> <p>議第2号 平成30年度山形県公債管理特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議第3号 平成30年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）</p>
文教公安	<p>議第1号 平成30年度山形県一般会計補正予算（第5号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項及び第8項の一部を除く</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第10款教育費</p> <p>議第24号 山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について</p>
厚生環境	<p>議第1号 平成30年度山形県一般会計補正予算（第5号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第13款諸支出金第2項</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第3款民生費、第4款衛生費</p> <p>3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 山形県立自然博物館木製橋梁復旧工事請負契約</p> <p>議第4号 平成30年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議第5号 平成30年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議第17号 平成30年度山形県病院事業会計補正予算（第3号）</p> <p>議第25号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の一部変更の認可について</p>
農林水産	<p>議第1号 平成30年度山形県一般会計補正予算（第5号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第6款農林水産業費ただし第1項の一部及び第4項の一部を除く、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第6款農林水産業費</p>

	<p>3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 漁港浚渫事業から治山施設災害復旧工事請負契約まで 2変更</p> <p>議第8号 平成30年度山形県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議第9号 平成30年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議第10号 平成30年度山形県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議第18号 防災減災事業等に要する費用の一部負担について</p> <p>議第19号 地域用水環境整備事業に要する費用の一部負担について</p>
商工労働 観 光	<p>議第1号 平成30年度山形県一般会計補正予算(第5号)中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただし第2項の一部を除く、第10款教育費第8項の一部</p> <p>議第6号 平成30年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議第7号 平成30年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議第23号 山形県総合文化芸術館(文化機能)の指定管理者の指定について</p>
建 設	<p>議第1号 平成30年度山形県一般会計補正予算(第5号)中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項及び第2項の一部を除く</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費 2変更</p> <p>3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 街路整備事業に係る用地取得、物件移転及び損失補償契約</p> <p>議第11号 平成30年度山形県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議第12号 平成30年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議第13号 平成30年度山形県電気事業会計補正予算(第3号)</p> <p>議第14号 平成30年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第3号)</p> <p>議第15号 平成30年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算(第1号)</p> <p>議第16号 平成30年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)</p> <p>議第20号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について</p> <p>議第21号 道路事業(単独)に要する費用の一部負担について</p> <p>議第22号 主要地方道長井白鷹線道路改築事業荒砥橋架替(桁製作・架設)工事請負契約の一部変更について</p>

第1回政策提言会議の開催について（案）

日 時 平成31年2月20日（水） 議案説明会終了後

会 場 予算特別委員会室

協議事項 平成30年度の議会政策提言について

「平成31年度 政府の施策等に対する提案」の フォローアップ結果概要について

提案を行った99項目について、政府予算案等への反映状況を3区分で整理を行った。

(1) 反映されているもの 75項目

(例)

I 郷土愛を育み未来を築く子育て支援・多彩に活躍する人づくり

○総合的な少子化対策の推進

⇒【内閣府】地域少子化対策重点推進交付金（地方公共団体が行う少子化対策事業、結婚新生活支援事業への支援）

25.5億円（〔当〕9.5億円、補16.0億円）（+155.0%）

【国土交通省】三世帯同居に対応するための住宅支援等

〔当〕130.0億円（+13.0%）

○非正規雇用労働者の処遇改善及び労働者の所得向上に向けた総合的な取組みの推進

⇒【厚生労働省】キャリアアップ助成金の拡充〔当〕1,005.0億円（+24.2%）

○子育て・介護と仕事の両立に向けた働き方改革の総合的な推進

⇒【厚生労働省】時間外労働削減等に取り組む事業主団体への助成金の拡充等

〔当〕216.0億円（+84.6%）

○子どもの貧困対策の継続的な展開

⇒【内閣府】地域子供の未来応援交付金（子供たちと支援を結びつける事業・連携体制の整備への支援）4.1億円（〔当〕1.5億円、補2.6億円）（+173.3%）

【厚生労働省】ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付事業（貸付原資の確保）

補29.0億円

○子ども・子育て支援新制度における施策等の拡充

⇒【厚生労働省】保育対策総合支援事業（保育人材確保対策への支援等）

〔当〕393.8億円（+3.2%）

○地方大学の機能強化等

⇒【内閣府】【文部科学省】地方大学・地域産業創生交付金（産学官連携による地域の中核的産業の振興等を支援）〔当〕97.5億円（+2.6%）

【文部科学省】国立大学法人運営費交付金〔当〕1兆970.6億円（±0.0%）

○ウーマノミクスの加速のための総合的な施策展開

⇒【内閣府】地域女性活躍推進交付金（女性の雇用創出等につながる取組みへの支援）2.4億円（〔当〕1.5億円、補0.9億円）（+20.0%）

【厚生労働省】リカレント教育の拡充等による人材育成の強化

〔当〕1,188.0億円（+27.1%）

○伝統文化・文化財等を活かした地方創生の推進

- ⇒【文部科学省】文化芸術による創造性豊かな子供の育成（質の高い文化芸術や地域の伝統文化に触れる機会の充実を支援） [当] 65.7 億円 (+0.5%)
文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進
[当] 518.0 億円 (+9.3%)

II いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築

○医師偏在の是正や自治体病院への経営支援強化等

- ⇒【厚生労働省】臨床研修費等補助金（臨床研修病院における指導医確保を支援） [当] 110.9 億円 (+9.0%)

○海岸漂着物対策に対する財政支援の充実

- ⇒【環境省】海岸漂着物等地域対策推進事業（海洋ごみ回収・処理等の支援）
35.0 億円 ([当] 4.0 億円、**補**31.0 億円) (+775.0%)

III 新たな価値の創造・拡大・発信による活力ある産業の集積

○有機エレクトロニクス分野において世界を牽引する拠点形成を目指す取組みへの支援の充実

- ⇒【文部科学省】地域イノベーション・エコシステム形成プログラム（地域の特徴ある研究資源を核とした大学の事業化プロジェクトを支援）
[当] 36.3 億円 (+17.5%)

○世界最先端のバイオ技術を核とした新産業の創出など地方創生の取組みに対する支援の充実強化

- ⇒【経済産業省】研究開発型スタートアップ支援事業（成長可能性のある研究開発型ベンチャー企業の実用化開発等を支援） [当] 17.2 億円 (+1.2%)

IV 地域の豊かさを支え、高いブランド力で国内外に展開する農林水産業

○稲作経営の安定化に向けた対策の充実等

- ⇒【農林水産省】水田活用の直接支払交付金 [当] 3,215.0 億円 (-2.7%)

○農業農村整備事業の計画的な実施に向けた予算の確保と補助事業の充実

- ⇒【農林水産省】農業農村整備事業（農業の競争力強化のための農地の大区画化、水田の畑地化等の推進）
4,126.3 億円 ([当] 3,260.3 億円、**補**866 億円) (+28.5%)

○農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

- ⇒【農林水産省】GAP 取組・認証拡大推進交付金 [当] 4.5 億円 (+25.6%)
地理的表示保護制度活用総合推進事業
18.4 億円の内数 ([当] 1.6 億円、**補**16.8 億円の内数)

○森林ノミクスの推進による地域活性化

- ⇒【農林水産省】森林整備事業
1,403.1 億円 ([当] 1,221.1 億円、**補**182.0 億円) (+16.6%)
林業成長産業化総合対策（路網整備、高性能林業機械の導入推進等）
[当] 240.5 億円 (+2.5%)

V 世界に誇る山形の魅力を発信し国内外の旺盛な活力を引き込む「観光立県山形」の確立

○東北地方へのインバウンド推進

⇒【国土交通省】東北観光復興対策交付金 [当] 32.1 億円 (-1.7%)

○国際観光旅客税を地方の観光需要へ対応するための財源とすること

⇒【国土交通省】国際観光旅客税を活用した地域固有の文化や自然等を活用した観光資源の整備等 [当] 500.0 億円 (+733.3%)

VI 再生可能エネルギーによる産業振興と地域活性化、国内外に誇れる優れた環境資産の保全・創造・活用

○系統制約の克服に向けた対策の推進

⇒【経済産業省】再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型の電力制御技術開発事業 [当] 19.7 億円 (+146.3%)

VII 地域活力と多様な交流を生み出し災害に強い県土基盤の形成

○高速道路・地域高規格道路等の整備促進

⇒【国土交通省】直轄事業 [当] 1 兆 5,718.1 億円 (+1.0%) の内数

○社会資本のメンテナンスサイクル確立への支援

⇒【国土交通省】防災・安全交付金（地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する支援） [当] 1 兆 3,173.2 億円 (+18.5%)

VIII 東北全体の復興・創生を見据えた施策の展開

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の東北への波及

⇒【国土交通省】戦略的な訪日プロモーション [当] 90.5 億円 (+3.9%) の内数

(2) 現在検討中・今後検討されるもの 5 項目

(例) ○がん患者の治療と就労の両立に向けたがん対策の充実

⇒【厚生労働省】がん検診のあり方に関する検討会において、職域におけるがん検診の位置づけについて検討する必要があると整理

(3) 不明又は反映されていないもの 19 項目

(例) ○消防力の充実に対する財政措置の拡充

○伝統的工芸品産業等の人材確保のための支援強化